

（趣旨）

第1 長野県に居住し、外国籍等の方で日本語能力（読む、書く、聞く、話すこと）に不自由を感じている方及びその支援者（以下「依頼者」という。）を対象に、主に公的機関における円滑なサービスの享受、又は母国への諸申請や諸連絡等の利便向上を図るため、通訳・翻訳有償ボランティア事業（以下「本事業」という。）の趣旨である多文化共生並びに国際交流事業に理解のある本事業に登録された方（以下「登録者」という。）との整合を公益財団法人長野県国際化協会（以下「ANPI」という。）が図り、双方が満足できる支援援助の提供を目的とします。

（守秘義務）

第2 本事業の実施に当たっては、通訳・翻訳の依頼者、登録者及び公益財団法人長野県国際化協会の三者で秘密を守ることを契約（様式第1号）を結び、互いにプライバシーを尊重し個人情報の保護に配慮します。

（通訳・翻訳の実施）

第3 依頼者からの要請により ANPI が登録者名簿から登録者を抽出し、通訳者の派遣又は翻訳の仲介を行います。

2 通訳・翻訳の依頼は、依頼者からの依頼書（様式第2号、電話、メール等可）により依頼内容を ANPI へ連絡します。

2 ANPI は、通訳の場合は登録された対象言語でかつ活動可能範囲の登録者を、翻訳の場合は対象言語でこれまでの翻訳実績等により登録者をそれぞれ絞り込み仲介を行います。

3 通訳の派遣は、公的機関等の開庁時間（8：30～17：15）を原則とし、1回につき2時間を限度とします。

（通訳の料金）

第4 依頼者の通訳に係る料金は、1時間まで3,000円、2時間の場合は2,000円を加算した5,000円とし、この時間には移動時間は含みません。

2 通訳者の移動に係る交通費は、長野県の規定に準拠する実費を登録者に支給し、依頼者が通訳料の他にこれを負担します。

3 通訳に係る登録者への報酬は、1時間まで2,500円、2時間の場合は4,000円を支給します。

4 通訳の場合の ANPI の仲介料は、1時間まで500円、2時間の場合は1,000円とします。

5 通訳を行う登録者は、ANPI にて事前にボランティア保険に加入します。

（翻訳の料金）

第5 依頼者からの要請により、ANPI にて翻訳原稿を確認のうえ見積を依頼者に提示し了承を得た後、登録者へ翻訳を仲介します。

2 依頼者の翻訳に係る料金は、A4判1枚5,000円を基本に、翻訳原稿によっては1字14円に文字数を乗じて得た金額とします。

3 翻訳に要する標準期間は見積承諾後2週間とし、それ以前の期日指定の場合は5割増しとします。

4 複数枚の書類、パンフレット等の翻訳については、別途見積とし翻訳期間についても事前確認による応談とします。

- 5 翻訳に係る登録者への報酬は、A4判1枚 4,000円、文字数換算の場合は乗じて得た金額の8割相当額、期日指定の場合はそれぞれ5割増しとした金額の8割相当額を報酬とします。
- 6 翻訳の場合のANPIの仲介料は、A4判1枚 1,000円、文字数換算の場合は乗じて得た金額の2割相当額、期日指定の場合はそれぞれ5割増しとした金額の2割相当額を仲介料とします。

(ANPIの事務)

第6 ANPIは通訳・翻訳有償ボランティア事業を円滑に運用するため、次の事務を行います。

- (1)通訳・翻訳有償ボランティア登録者の募集、登録簿の調整更新を行います。
- (2)通訳・翻訳有償ボランティア事業の仲介事務(日程、秘密を守ることの契約、保険加入、通訳・翻訳料、実費交通費の収受、通訳・翻訳に係る報酬の支払等の調整等)の一切を行います。
- (3)通訳・翻訳に係る料金は、いずれもANPIが事前に依頼者に見積書(様式第3号)を提示し承諾の後に事業を行うこととし、事業完了後にANPIからの請求書(様式第4号)に基づいて依頼者は通訳・翻訳料を支払います。
- (4)ANPIは、通訳・翻訳登録者へ月末締め翌月10日までに通訳・翻訳料を支払います。なお通訳・翻訳料については源泉徴収を差引いた金額を支払い、年末までに支払調書を発行します。

(補則)

第9 この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領(全部改正)は、令和6年1月1日から施行する。

(様式第2号)

公益財団法人 長野県国際化協会 宛

電 話：026-235-7186

FAX：026-235-4738

通 訳 ・ 翻 訳 依 頼 書 (いずれかに○印をしてください)

下記のとおり通訳・翻訳の依頼をします。

依 頼 日	令和 年 月 日
依 頼 者	団体名
	氏 名
住 所	〒
連 絡 先	電 話：
	FAX：
	e-mail：
通訳希望日時・場所 翻訳希望納期	令和 年 月 日、 : ~ : 、場所： ..... 令和 年 月 日、
通訳・翻訳内容	
通訳・翻訳言語	..... 語 から ..... 語
翻訳原稿形式	紙媒体、電子データ、
翻訳納品形式	紙媒体、電子データ
備 考	

※事務局記入欄

受 付 日	令和 年 月 日 ※翻訳納期 令和 年 月 日
受 付 者	
対 応	<input type="checkbox"/> 通訳・翻訳有償ボランティア登録者 <input type="checkbox"/> 相 談 員
通訳・翻訳者	氏 名： 連絡先：
備 考	

(様式第3号)

令和 年 月 日

通 訳 ・ 翻 訳 見 積 書 (いずれかに○印をしてください)

..... 様



公益財団法人 長野県国際化協会

理事長 マキナリー浩子

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL : 026-235-7186

FAX : 026-235-4738

担 当 : .....

下記の通り御見積申し上げます。

見積有効期限： 令和 年 月 日

お支払方法： 口座振込

1. 通 訳

日時及び場所	令和 年 月 日 ..... : ..... ~ ..... : .....		
派遣場所			
内 容	通 訳 時 間	単 価	金 額
通 訳 時 間	1時間まで	3,000	
	1時間加算	2,000	
実費交通費 (往復経費) タクシーは請求時 に実額請求	鉄道賃 発着地：..... ~ .....		
	特急券 発着地：..... ~ .....		
	バ ス 発着地：..... ~ .....		
	タクシー発着地：..... ~ .....		
	自家用車利用：..... k m	30円/k m	
合 計			

2. 翻 訳 ※標準納期は2週間とします

品 名 / 仕 様	数 量	単 価	金 額
A4判1枚当たり		5,000	
字数換算		14	
翻訳チェック(新規翻訳料と同額加算)			
期日指定(5割増し新規翻訳料と同額加算)			
合 計			

(様式第4号)

令和 年 月 日

通 訳 ・ 翻 訳 請 求 書 (いずれかに○印をしてください)

..... 様



公益財団法人 長野県国際化協会

理事長 マキナリー浩子

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL : 026-235-7186

FAX : 026-235-4738

担 当 : .....

下記の通り御請求申し上げます。

ご請求金額 円

お支払方法 口座振込

振込先口座 八十二銀行県庁内支店

普通口座 : 1 2 7 5 0 6

名 義 人 : 公益財団法人長野県国際化協会

1. 通訳料内訳明細

日時及び場所	令和 年 月 日 ..... : ..... ~ ..... : .....		
派遣場所			
内 容	通 訳 時 間	単 価	金 額
通 訳 時 間	1時間まで	3, 0 0 0	
	1時間加算	2, 0 0 0	
実費交通費 (往復経費)	鉄道賃 発着地 : ..... ~ .....		
	特急券 発着地 : ..... ~ .....		
	バ ス 発着地 : ..... ~ .....		
	タクシー発着地 : ..... ~ .....		
	自家用車利用 : ..... k m		
合 計			

2. 翻訳料内訳明細

品 名 / 仕 様	数 量	単 価	金 額
A 4 判 1 枚 当 たり		5, 0 0 0	
字数換算		1 4	
翻訳チェック (新規翻訳料と同額加算)			
期日指定 (5割増し新規翻訳料と同額加算)			
合 計			

## 通訳・翻訳有償ボランティア事業について

公益財団法人長野県国際化協会

### 1 通訳・翻訳有償ボランティアとは

#### 1.通訳・翻訳を頼む人

長野県にお住まいの外国籍等の方で、日本語能力（読む、書く、聞く、話すこと）に不自由を感じている方及びその支援者の皆さん

#### 2.通訳・翻訳を行う人

多文化共生並びに国際交流事業にご賛同され「通訳・翻訳有償ボランティア事業」に登録された人の中から、(公財)長野県国際化協会が日程、内容などを調整のうえ仲介します。

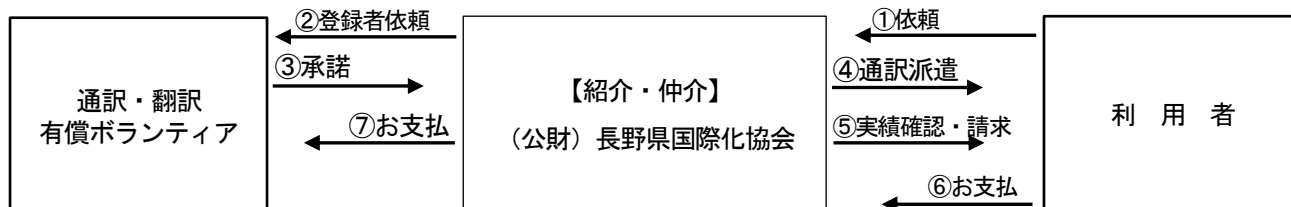
#### 3.通訳有償ボランティアの確認事項

- ①仕組：県等の公的機関の要請でご登録通訳者の皆さんを ANPI が紹介します。
- ②目的：日本語が話せない外国籍県民が県等の公的機関で相談サービスを受けられることとします。
- ③通訳は県等の公的機関で、開庁時間内（8：30～17：15）の1回につき2時間以内を目安とします。
- ④プライバシー保護の観点から秘密保持契約（依頼者、通訳者、ANPI）を結びます。
- ⑤通訳料は1時間まで3,000円、1時間を超える場合は1時間毎に2,000円を加算します。
- ⑥通訳者の報酬は1時間までの場合2,500円、2時間の場合は4,000円とします。  
(ANPIの手数料は1時間までの場合500円、2時間の場合は1,000円とします。)
- ⑦交通費は長野県の規定を目安に実費を支給します。
- ⑧通訳者はANPIにてボランティア保険に加入します。(死亡、後遺障害、入通院、対人・対物賠償)

#### 4.翻訳有償ボランティアの確認事項

- ①仕組：依頼者から問合わせで翻訳原稿を持参又はFAX・e-mail等で送付し、見積により了承を得て翻訳します。
- ②翻訳は、各種証明書、国際交流・多文化共生に関わる簡易な手紙、メッセージ、案内文などです。
- ③翻訳料は有料で、A4版1枚5,000円(又1字14円)で、翻訳者の報酬は4,000円とします。(文字換算の翻訳料は8割) この場合のANPIの手数料は1,000円とします。(文字換算の場合は2割)
- ④翻訳期間は概ね2週間を目安とし、入金を確認後に納品とします。

#### 5. 依頼からお支払いまでの流れ



※翻訳は、原稿により見積を提示し承諾の後に着手します。

6.その他 通訳・翻訳有償ボランティア登録は、今後2年毎に状況確認を行います。

(次回2025年4月を予定)

問合せ先 (公財)長野県国際化協会 (ANPI)  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
(電話) 026-235-7186 (FAX) 026-235-4738  
(E-mail) mail@anpie.or.jp